

# 見守りカメラ設置事業の概要

## 設置事業に対する考え方

地域団体等による通学路の見守り活動を補完し、登下校時のみならず日常生活における子どもの安全確保の強化を図るため、市が通学路や学校周辺等を中心に見守りカメラを設置し、市が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全・安心のまちづくりを進めていきたいと考えています。

## 事業内容

見守りカメラとは	公共の場所（不特定多数の者が自由に通行し又は利用する道路、公園、広場その他の屋外の場所）を継続的に撮影するため、市が学童の通学路や学校周辺等を中心に設置する撮影装置を見守りカメラといいます。市の施設又は備品の管理を目的として設置されたものは含みません。
設置場所	小学校の通学路や学校周辺等を中心に設置していく予定です。地域から要望があった場所については、地域の皆さんと相談して決定します。ただし、プライバシーに配慮し、誰もが見やすい位置に設置すること、電力柱や市の施設など電源を確保できる場所に設置する必要があります。
設置台数	市内全体で500台を上限としています。小学校区の通学路の長さや不審者情報の発生箇所など、地域の状況を勘案して校区内の設置台数を決定します。
設置及び管理運用の目的	市は、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他市民生活の安全の確保を目的として、見守りカメラを設置し、撮影します。 1 <b>犯罪の抑止</b> （見守りカメラの設置を明示することによって、犯罪を抑止します。） 2 <b>事件等の早期解決</b> （撮影された画像データを捜査機関に提供することで、事件等の早期解決に協力します。） 3 <b>市民生活の安全の確保</b> （捜査機関による行方不明者の捜査などに役立てます。）
設置事業スケジュール	令和4年度：見守りカメラの設置場所等を決定します。 9～3月 設置支援委託事業者の選定・契約、機器選定・管理運用案の検討 10～2月 ・設置場所検討会、設置要望のとりまとめ ・カメラ設置場所の調査（設置可能かどうか）を実施 ・調査結果を踏まえ、住民代表者と設置場所の最終調整 令和5年度から順次設置予定

## 運用・管理

見守りカメラは誰もが見やすい位置に設置し、カメラが作動中であることを表示し市が維持管理していきます。撮影は個人のプライバシーを十分配慮して、撮影範囲を必要最小限の範囲とするとともに画像データも市が適正に管理していきます。

市は、画像データをみだりに外部に漏らしたり、不当な目的のために使用しません。また、撮影された画像は一定期間程度保存され、自動的に上書き消去される設定を行う予定です。

## 見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示

見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示等については、**個人情報保護に関する法律に基づき適切に対応します。**

### 【画像データの外部提供の例】

- ア 法令に基づく場合（民事訴訟法第223条に基づく裁判所からの文書提出命令や裁判官が発行する令状に基づくときなど）
- イ 本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合（捜査機関による行方不明者の捜索を行うとき）

### 【外部提供に該当し得る例】

- ・ 捜査機関から犯罪捜査を目的とした要請を受けたとき（刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会書等に回答するとき）

## その他

見守りカメラの設置という「ハード事業」だけでは、本市が目指すまちづくりは実現できません。これまでと同様に、地域の皆さんが取り組んでいる見守り活動や防犯パトロール活動などと合わせて、見守りカメラを設置していくことで、**市民の皆さんが安全に安心して暮らせるまちづくりが実現できるものと考えています。**

## お問合せ

高砂市総務部危機管理室  
電話：079-443-9008 FAX：079-442-9577  
E-mail：tact1480@city.takasago.lg.jp  
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1